

2023年度（2024年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
現 金 及 び 預 貯 金	128,223	保 険 契 約 準 備 金	2,230,884	
現 金	0	支 払 備 金	115,699	
預 貯 金	128,222	責 任 準 備 金	2,115,184	
有 價 証 券	2,140,527	代 理 店 借 借 金	1,371	
国 方 債 債	1,019,509	再 保 険	36,243	
地 方 債 債	98,739	そ の 他 負 債	24,778	
社 式 債 債	574,022	未 払 法 人 税 等	12	
株 式	51	未 払 手 費 用	207	
外 国 証 券	226,711	預 り 金	754	
そ の 他 の 証 券	221,494	金 融 派 生 商 品	20,786	
貸 付 金	27,941	仮 受 金	421	
保 険 約 款 貸 付	27,936	そ の 他 の 負 債	13	
一 般 貸 付	4	退 職 給 付 引 当 金	6,551	
有 形 固 定 資 産	696	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2	
建 物	432	価 格 変 動 準 備 金	7,399	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	264			
無 形 固 定 資 産	2,926	負債の部 合計		
ソ フ ト ウ エ ア	2,926		2,307,231	
代 理 店 貸	285	(純資産の部)		
再 保 険 貸	18,925	資 本 金	32,400	
そ の 他 資 産	48,112	利 益 剰 余 金	55,490	
未 収 金	9,779	利 益 準 備 金	23,428	
前 払 費 用	922	そ の 他 利 益 剰 余 金	32,061	
未 収 収 益	5,601	繰 越 利 益 剰 余 金	32,061	
預 託 金	924	株 主 資 本 合 計	87,890	
金 融 派 生 商 品	1,391	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 9,313	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	29,421	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 54	
仮 払 金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 9,367	
そ の 他 の 資 産	70			
繰 延 税 金 資 産	18,419	純資産の部 合計		
貸 倒 引 当 金	△ 305		78,522	
資産の部 合計	2,385,753	負債及び純資産の部 合計	2,385,753	

貸借対照表の注記

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法）によっております。

その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

個人保険及び個人年金保険の保険契約からなる残存年数に基づいて設定した小区分に対応した円建債券のうち、デュレーション・マッチングを目的として保有するものを、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき「責任準備金対応債券」に区分しております。

責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は1,388,004百万円、時価は1,350,621百万円であります。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、その債権額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、予想損失率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

(6) 退職給付引当金並びに退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	9年
過去勤務費用の処理年数	9年

(7) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(8) 價格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建その他有価証券に対する為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引については時価ヘッジを適用し、通貨スワップについては繰延ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(10) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(1 1) 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、期末時点までに収入した保険料を基礎として、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において保険計理人が、責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、所定の積立基準額以上を繰入計上し、積立限度額の範囲内で積み立てております。

(1 2) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(1 3) 保険料の計上方法

保険業法施行規則第69条第3項に基づき、初回保険料については、原則として、保険契約上の責任が開始している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。

また、次回後保険料については、契約応答日が到来している契約のうち、保険料の収納があったものについて、当該金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(1 4) 保険金及び支払備金の計上方法

保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているものの支払いが行われていない保険金等について、又はまだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生しているものと認められる保険金等について、支払備金を積み立てております。

(15) 再保険の会計処理方法

再保険収入については、各再保険会社との間で締結された再保険協約に基づき、元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、再保険協約に基づき、期末時点において発生した再保険収入のうち、まだ受け取っていないものについては、当該金額を再保険貸に計上しております。

再保険料については、各再保険会社との間に締結された再保険協約に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時または当該協約書の締結時に計上しております。なお、再保険協約に基づき、期末時点において発生した再保険料のうち、まだ支払いが行われていないものについては、当該金額を再保険借に計上しております。

再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第2項に基づき、積み立てないこととしております。この取り扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断しております。

2. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況及び時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、資産と負債の総合管理(ALM)に基づき、保険契約の負債サイドの特性に適合した資産構築を図るべく、長期的かつ安定的な資産運用収益の確保を基本とした円建確定利付の公社債投資を運用の主体としております。具体的には、国債をはじめとする公共債の他、高格付けの社債といった円建確定利付の公社債を主要な投資対象としており、信用力、流動性に配慮したポートフォリオの構築に努めております。また、デリバティブについては、外貨建有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で活用しております。

なお、有価証券及びデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、リスク管理基本方針及び資産運用リスク管理に関する諸規程を制定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、リスクが特定の国、業種、企業等に偏ることを防止するため、NN Groupの集中リスクに係る基準に基づき投資額やリスク量をコントロールしております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券(*1, 2)			
売買目的有価証券	2, 120, 408	2, 073, 923	△46, 484
満期保有目的の債券	210, 868	210, 868	-
責任準備金対応債券	166, 643	157, 541	△9, 101
その他有価証券	1, 388, 004	1, 350, 621	△37, 382
	354, 893	354, 893	-
貸付金			
保険約款貸付(*3)	27, 939	27, 941	1
一般貸付(*3)	27, 936	27, 936	-
貸倒引当金(*4)	4	4	1
	△1	-	-
金融派生商品(*5)	(19, 395)	(19, 395)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(18, 697)	(18, 697)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(697)	(697)	-

(*1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は、11, 198 百万円であります。

(*2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-16 項を適用し、組合等への出資金は有価証券に含めておりません。当該組合等の当期末における貸借対照表価額は、8, 920 百万円であります。

(*3) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表価額と、時価との差額を記載しております。

(*4) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*5) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	218,797	346,963	—	565,761
売買目的有価証券	210,868	—	—	210,868
その他	210,868	—	—	210,868
その他有価証券	7,929	346,963	—	354,893
国債・地方債等	—	1,284	—	1,284
社債	7,929	307,083	—	315,012
住宅ローン担保証券	—	36,890	—	36,890
その他	—	1,705	—	1,705
デリバティブ取引	—	1,391	—	1,391
通貨関連	—	1,391	—	1,391
資産計	218,797	348,355	—	567,152
デリバティブ取引	—	20,786	—	20,786
通貨関連	—	20,786	—	20,786
負債計	—	20,786	—	20,786

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	—	—	27,941	27,941
有価証券	1,040,836	467,326	—	1,508,162
満期保有目的の債券	26,364	131,177	—	157,541
国債・地方債等	25,425	1,217	—	26,642
社債	938	3,043	—	3,982
住宅ローン担保証券	—	126,916	—	126,916
責任準備金対応債券	1,014,471	336,149	—	1,350,621
国債・地方債等	967,992	94,541	—	1,062,533
社債	46,478	241,608	—	288,087
資産計	1,040,836	467,326	27,941	1,536,104

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(ア) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには国債利回りや信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(イ) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(ウ) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用し、インプットにはスワップレートや為替レート等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

3. 債権のうち、貸付条件緩和債権額は4百万円であります。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は1,119百万円であります。
5. 特別勘定の資産の額は222,508百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務として、その他の資産に5百万円、未払費用に204百万円が含まれております。
7. 繰延税金資産の総額は19,253百万円、繰延税金負債の総額は13百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した額は、820百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金9,977百万円、その他有価証券評価差額金3,713百万円、価格変動準備金2,071百万円、退職給付引当金1,834百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、代理店手数料13百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、有価証券に係る評価性引当額の減少であります。
8. 担保に供されている資産の額は、その他の資産29,421百万円であります。
また、担保付き債務の額は20,786百万円であります。
9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は12,432百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は441,810百万円であります。
10. 1株当たりの純資産額は242,352円57銭であります。
11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、314百万円であります。

1 2. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,935 百万円
勤務費用	320 百万円
利息費用	54 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 24 百万円
退職給付の支払額	△ 254 百万円
期末における退職給付債務	<u>5,031 百万円</u>

② 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	5,031 百万円
未認識数理計算上の差異	435 百万円
未認識過去勤務費用	1,085 百万円
退職給付引当金	<u>6,551 百万円</u>

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	320 百万円
利息費用	54 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 43 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 226 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>105 百万円</u>

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率 1.6%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 230 百万円であります。

1 3. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2023年度 [2023年4月1日から
2024年3月31日まで] 損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		570,241
保 険 料 等	收 入	426,984
保 険	料 入	355,593
再 保 険	收 益	71,391
資 産 運 用 収 益		76,391
利 息 及 び 配 当 金 等	收 入	25,159
預 資 金	利 息	71
有 価 証 券 利 息	・配 当 金	24,066
貸 付 金	利 息	512
そ の 他	利 息 配 当 金	509
有 価 証 券 売 却		130
有 価 証 券 償 戻		65
そ の 他	運 用 収 益	67
特 別 勘 定 資 産	運 用 収 益	50,969
そ の 他 経 常 収 益		66,865
年 金 特 約 取 扱	受 入 金	8,044
保 険 金 据 置	受 入 金	6
支 払 備 金 戻 入		751
責 任 準 備 金 戻 入		57,856
退 職 給 付 引 当 金 戻 入		200
そ の 他 の 経 常 収 益		6
経 常 費 用		554,003
保 険 金 等 支 払 金		499,407
保 険	金	30,836
年 金	金	8,176
給 付	金	13,236
解 約 返 戻	金	318,455
そ の 他 返 戻	金	23,389
再 保 険 料	金	105,312
資 産 運 用 費 用		14,068
支 払 利 息 損 損		39
有 価 証 券 売 却 損 損		705
有 価 証 券 評 價 損 損		1,134
有 価 証 券 償 戻 損 損		77
金 融 派 生 商 品 費 用		803
為 替 差 損 損		10,218
貸 倒 引 当 金 繰 入		37
そ の 他 運 用 費 用		1,049
事 業 経 常 費 用		35,493
そ の 他 経 常 費 用		5,034
保 険 金 据 置 支 払 金		6
税	金	3,538
減 價 償 戻 費 用		1,192
そ の 他 の 経 常 費 用		297
経 常 利 益		16,237
特 別 利 益		159
固 定 資 産 等 处 分 益		0
そ の 他 特 別 利 益		158
特 別 損 失		685
固 定 資 産 等 处 分 損 失		2
減 價 損 失		90
価 格 変 動 準 備 金 繰 入		592
税 引 前 当 期 純 利 益		15,711
法 人 税 及 び 住 民 税		2,369
法 人 税 等 調 整		2,226
法 人 税 等 合 計		4,595
当 期 純 利 益		11,115

損益計算書の注記

1. 関係会社との取引高

関係会社との取引による費用の総額は 2,482 百万円であります。

2. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券 130 百万円であります。

3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 705 百万円であります。

4. 有価証券評価損の主な内訳は、外国証券 1,134 百万円であります。

5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 2,422 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は 13,901 百万円であります。

6. 金融派生商品に係る評価損益の金額は、19,709 百万円の評価差損であります。

7. 減損損失の内訳は、ソフトウェアの開発を中止したことによる損失 90 百万円であります。

8. 1 株当たりの当期純利益は、34,306 円 88 銭であります。

9. 関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりです。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社 の 子会社	Nationale- Nederlanden Interfinance B. V.	-	インベストメント・ サービス・アグリーメントの締結	為替予約取引 (注 1)	333,298	金融派生商品（資産）	1,376
				担保金の差入	24,591	金融派生商品（負債）	20,282
				利息の受取 (注 2)	650	その他の資産	29,421
親会社 の 子会社	NN Re (Netherlands) N. V.	-	再保険契約 の締結	再保険取引 (注 3)			
				再保険収入	54,946	再保険貸	13,825
				再保険料	80,703	再保険借	29,042

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、取引金額の表示に際しては、外貨建の買建金額と売建金額を相殺して表示しております。

(注2) 担保金利は市場実勢を勘案して決定しております。

(注3) 共同保険式再保険、最低保証再保険等について、一般的な取引条件で行っております。なお、出再対象及び出再割合については、リスク管理方針に基づき決定しております。